

【令和8年6月改正】庄内町総合事業 利用回数と単位数

■利用回数

状態区分	訪問型サービス	通所型サービス
事業対象者	月4回まで	月4回まで
	月8回まで	月8回まで
	月12回まで	—
要支援1	月4回まで	月4回まで
	月8回まで	—
要支援2	月4回まで	月4回まで
	月8回まで	月8回まで
	月12回まで	—

■単位数（概要）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	R7.4.1 合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	2411	訪問型独自サービス 21	ロ 1月当 たりの回数 を定める 場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス 22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	
A2	2621	訪問型独自サービス 23		(2)生活援助が中心である場合 (二)所要時間45分以上の場合	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サ ービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163	
A2	2521	訪問型サービス ／222 (サービス・活動A)		(1)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	
A2	2631	訪問型サービス ／223 (サービス・活動A)		(1)生活援助が中心である場合 (二)所要時間45分以上の場合	220	
A6	1113	通所型独自サービス 21		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	
A6	1123	通所型独自サービス 22	事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447	
A6	1213	通所型独自サービス ／221 (サービス・活動A)	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	305	
A6	1223	通所型独自サービス ／222 (サービス・活動A)	事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	313	